

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 8 条第 1 項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成 20 年 7 月 16 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
(株)丸善守山駅前店  
守山市梅田町字八ノ坪 28-1 ほか
- 2 提出された意見の概要  
守山市からの意見
  - (1) 水路を駐車場の一部として使用しないこと（現況、一部使用しているため、是正すること。）。
  - (2) 市道勝部吉身線の歩道（インターロッキング）の補修をすること。
  - (3) 平成 20 年 6 月 1 日から守山市景観計画および守山市景観条例の施行を予定しているため、詳細について確認すること。
  - (4) 守山市の生活環境を保全する条例に基づく特定工場変更届出を行うこと。
  - (5) 金属製廃棄物、ガラス製廃棄物、プラスチック製廃棄物については、産業廃棄物として処理すること。
  - (6) 事業系一般廃棄物については、守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例および事業系ごみ減量化・リサイクルマニュアルを遵守し、分別および減量に努めること。
  - (7) 事業系一般廃棄物の搬出については、市許可業者と契約するか、自ら搬出すること。
  - (8) ごみ袋については、無色透明袋を使用すること。
  - (9) 守山市廃棄物の減量および適正処理ならびに環境美化に関する条例に定める事業系一般廃棄物の保管基準を遵守すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目 1-1  
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目 14-75  
守山市都市経済部商工観光課 守山市吉身二丁目 5 番 22 号  
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目 13 番 33 号
  - (2) 縦覧期間  
平成 20 年 7 月 16 日から平成 20 年 8 月 18 日まで